

## 議第32号

### 滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例案

上記の議案を提出する。

平成25年 2月14日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

---

### 滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第86条第1項ならびに第88条第1項および第2項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の指定に必要な入所定員ならびに指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準(第4条において「基準」という。)について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(入所定員)

第3条 法第86条第1項の条例で定める数は、30人以上とする。

(従業者ならびに設備および運営に関する基準)

第4条 法第88条第1項および第2項の条例で定める基準は、指定介護老人福祉施設(ユニット型指定介護老人福祉施設(施設の全部において少数の居室および当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営む場所をいう。以下同じ。))により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。))ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)を除く。別表第1において同じ。)にあっては同表、ユニット型指定介護老人福祉施設にあっては別表第2のとおりとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成12年4月1日前から存する特別養護老人ホーム(介護保険法施行法(平成9年法律第124号)第20条の規定による改正前の老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定

する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の建物(同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、または全面的に改築された部分を除く。次項において同じ。)に対する別表第1第2項第2号の規定の適用については、同号ア(ア)中「1人とすること。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる」とあるのは「原則として4人以下とすること」と、同号ア(イ)中「10.65平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、4.95平方メートル」とする。

3 平成12年4月1日前から存する特別養護老人ホームの建物については、別表第1第2項第2号キ(イ)の規定は、当分の間、適用しない。

4 当分の間、別表第1第5項第1号の規定の適用については、同号ア中「算定した費用の額」とあるのは、「算定した費用の額(介護保険法施行法第13条第3項に規定する要介護旧措置入所者にとっては、当該指定介護福祉施設サービスについて同項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額)」とする。

5 一般病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。)、同項第1号に規定する精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下「精神病床」という。)または療養病床(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院(同法第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下同じ。)の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床または療養病床の転換(病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床または診療所(同条第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。)の一般病床もしくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院または診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、または入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)を平成30年3月31日までの間に行って指定介護老人福祉施設を開設する場合における当該転換に係る食堂および機能訓練室の床面積については、別表第1第2項第2号キ(ア)および(イ)の規定にかかわらず、食堂の床面積は1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とし、機能訓練室の床面積は40平方メートル以上としなければならない。ただし、食事または機能訓練の提供に支障がない場合は、これらを兼用することができる。

6 一般病床または療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床または療養病床の転換を平成30年3月31日までの間に行って指定介護老人福祉施設を開設する場合における当該転換に係る食堂および機能訓練室については、別表第1第2項第2号キ(ア)および(イ)の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。ことができる。

(1) 食堂および機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、食堂および機能訓練室

- の床面積を合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。
- ただし、食事または機能訓練の提供に支障がない場合は、これらを兼用することができる。
- (2) 食堂の床面積は1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とし、機能訓練室の床面積は40平方メートル以上とすること。ただし、食事または機能訓練の提供に支障がない場合は、これらを兼用することができる。
- 7 一般病床、精神病床もしくは療養病床を有する病院または一般病床もしくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床または当該診療所の一般病床もしくは療養病床の転換を平成30年3月31日までの間に行って指定介護老人福祉施設を開設する場合における当該転換に係る廊下の幅については、別表第1第2項第2号ク（別表第2第3項第3号において読み替えて準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、1.2メートル（中廊下にあつては、1.6メートル）以上とすることができる。
- 8 平成15年4月1日前に法第48条第1項第1号の規定による指定を受けた介護老人福祉施設（同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、または改築された部分を除く。）であつて、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第30号）による改正後の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。次項において「改正後の省令」という。）第5章（第40条第1号イ（3）および同号ロ（2）を除く。）に規定する基準を満たすものに対する別表第2第3項第2号の規定の適用については、同号イ（イ）中「床面積の標準は、2平方メートルに当該ユニットの入居定員を乗じて得た面積以上」とあるのは、「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むために必要な広さを有するもの」とする。
- 9 平成15年4月1日前に法第48条第1項第1号の規定による指定を受けた介護老人福祉施設（同日以後に建物の規模または構造を変更したものを除く。）は、指定介護老人福祉施設であつてユニット型指定介護老人福祉施設でないものとみなす。ただし、当該指定介護老人福祉施設が改正後の省令第2章および第5章に規定する基準を満たし、かつ、知事にその旨の申出があつた場合は、この限りでない。
- 10 当分の間、別表第1第5項第1号の規定の適用については、同号ウ（ア）（別表第2第9項において読み替えて準用する場合を含む。）中「食費の基準費用額（同条第4項」とあるのは「食費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者（介護保険法施行法（以下「施行法」という。）第13条第5項に規定する特定要介護旧措置入所者をいう。以下同じ。）にあつては、同項第1号に規定する食費の特定基準費用額）（法第51条の3第4項」と、「食費の負担限度額」とあるのは「食費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第1号に規定する食費の特定負担限度額）」と、同号ウ（イ）（別表第2第9項において読み替えて準用する場合を含む。）中「居住費の基準費用額（同条第4項」とあるのは「居住費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定基準費用額）（法第51条の3第4項」と、「居住費の負担限度額」とあるのは「居住費の負担

限度額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定負担限度額）」とする。

11 平成15年4月1日以前に法第48条第1項第1号の規定による指定を受けた介護老人福祉施設（同日において建築の工事中のものであつて、同日後に同号の規定による指定を受けたものを含む。以下「平成15年前指定介護老人福祉施設」という。）であつて、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）第2条の規定による改正前の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定介護老人福祉施設旧基準」という。）第50条に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設であるもの（平成23年9月1日において、改修、改築または増築の工事中の平成15年前指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設を除く。）であつて、同日後に指定介護老人福祉施設旧基準第50条に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設に該当することとなるものを含む。以下「一部ユニット型指定介護老人福祉施設」という。）の従業者ならびに設備および運営に関する基準は、別表第1および別表第2の規定にかかわらず、この条例の施行の日から最初の法第86条の2第1項の指定の更新の日までの間は、次項から第14項までの規定によることができる。

12 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、次に掲げる事項を記載した規程を定めなければならない。

- (1) 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の目的および運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数および職務の内容
- (3) ユニット部分（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分をいう。以下同じ。）の入居定員およびユニット部分以外の部分の入所定員
- (4) ユニット部分のユニットの数およびユニットごとの入居定員
- (5) ユニット部分の入居者およびユニット部分以外の入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容および利用料その他の費用の額
- (6) 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の利用に当たつての留意事項
- (7) 非常災害対策
- (8) その他一部ユニット型指定介護老人福祉施設の運営に関する重要事項

13 別表第1第3項第10号および第16号、第4項（第3号を除く。）、第5項第2号、第6項（第4号アおよびウを除く。）、第7項第8号および第9号、第9項第1号および第6号、第10項第3号から第5号までならびに第11項から第19項（第1号を除く。）までの規定は、一部ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、別表第1第4項第1号中「第10項第1号に規定する運営規程」とあるのは「付則第12項に規定する規程」と、同表第6項第3号中「前号」とあるのは「付則第13項において準用する前号」と、「第4項第8号イからエまで」とあるのは「付則第13項において準用する第4項第8号イからエまで」と、同表第14項第

2号イ中「第4項第8号カ」とあるのは「付則第13項において準用する第4項第8号カ」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「付則第13項において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「第17項第3号」とあるのは「付則第13項において準用する第17項第3号」と、同号オ中「第18項第2号」とあるのは「付則第13項において準用する第18項第2号」と、同号カ中「第19項第2号」とあるのは「付則第13項において準用する第19項第2号」と読み替えるものとする。

- 14 前2項に定めるもののほか、一部ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準は、ユニット部分にあつては別表第2に、ユニット部分以外の部分にあつては別表第1に定めるところによる。ただし、一部ユニット型指定介護老人福祉施設の設備のうち、浴室および医務室については、ユニット部分の入居者およびユニット部分以外の部分の入所者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ1の設備をもって、ユニット部分およびユニット部分以外の部分に共通の設備とすることができる。
- 15 この条例の施行の日前に法第48条第1項第1号の規定による指定を受けた介護老人福祉施設（同日以後に増築され、または全面的に改築された部分を除く。）に対する別表第1第2項第2号の規定の適用については、同号ア（ア）中「1人とすること。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる」とあるのは、「4人以下とすること」とする。

#### 別表第1（第4条関係）

##### 指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定介護老人福祉施設の開設者（以下この表において「開設者」という。）は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行うとともに、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰に向けて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談および援助、社会生活上の便宜の提供その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うこと。

#### 2 設備

(1) 開設者は、居室、静養室、浴室、洗面設備、便所、医務室、食堂および機能訓練室を設けること。ただし、食堂および機能訓練室にあつては、食事または機能訓練の提供に支障がない場合は、これらを兼用することができる。

(2) 設備の基準は、次に掲げるとおりとすること。

##### ア 居室

(ア) 定員は、1人とすること。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(イ) 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

(ウ) プザーまたはこれに代わる設備を設けること。

イ 静養室は、介護職員室または看護職員室に近接して設けること。

ウ 浴室は、要介護者の入浴に適したものとすること。

エ 洗面設備

(ア) 居室のある階ごとに設けること。

(イ) 要介護者の使用に適したものとすること。

オ 便所

(ア) 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

(イ) 要介護者の使用に適したものとすること。

(ウ) プザーまたはこれに代わる設備を設けること。

カ 医務室

(ア) 診療所とすること。

(イ) 入所者の診療に必要な医薬品および医療機器を備えるほか、必要に応じ、臨床検査設備を設けること。

キ 食堂および機能訓練室

(ア) それぞれ必要な広さを有するものとすること。

(イ) 食堂および機能訓練室の床面積を合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。

(ウ) 必要な備品を備えること。

ク 廊下の幅は、1.8メートル（中廊下にあっては、2.7メートル）以上とすること。

(3) 開設者は、指定介護老人福祉施設の設備を当該指定介護老人福祉施設の用途以外の用途に供しないこと。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

### 3 従業者

(1) 開設者は、医師、生活相談員、介護職員、看護職員（看護師または准看護師をいう。以下同じ。）、栄養士、機能訓練指導員および介護支援専門員を置くこと。ただし、入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。

(2) 医師の数は、入所者に対する健康管理および療養上の指導に必要な数とすること。

(3) 生活相談員の数は、入所者の数を100で除して得た数（その数に1人未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）以上とすること。

(4) 介護職員および看護職員の総数は、常勤換算方法（指定介護老人福祉施設の従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該指定介護老人福祉施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該指定介護老人福祉施設の従業者の数を常勤の従業者の数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、入所者の数を3で除して得た数（その数に1人未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）以上とすること。

- (5) 看護職員の数、次のアからエまでに掲げる指定介護老人福祉施設の入所者の数の区分に応じ、常勤換算方法で、当該アからエまでに定める数以上とすること。
- ア 30人以下 1人
  - イ 31人以上50人以下 2人
  - ウ 51人以上130人以下 3人
  - エ 131人以上 3人に、入所者の数が130人を超えて50人または50人に満たない端数を増すごとに1人を加えた数
- (6) 栄養士および機能訓練指導員の数、それぞれ1人以上とすること。
- (7) 介護支援専門員の数、入所者の数を100で除して得た数（その数に1人未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）とすること。
- (8) 第2号の規定による医師および前号の規定による介護支援専門員の数、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設または病院もしくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）との連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業が行われる地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の本体施設である指定介護老人福祉施設で、当該サテライト型居住施設に医師または介護支援専門員を置かないものにあつては、指定介護老人福祉施設の入所者の数と当該サテライト型居住施設の入所者の数とを合計した数を基礎とすること。
- (9) 第3号から第5号までおよび第7号の入所者の数は、前年度における1日当たりの平均値とすること。ただし、新たに指定介護老人福祉施設の指定を受けようとする場合は、当該指定を受けようとする者が推定した数とする。
- (10) 指定介護老人福祉施設の管理者（以下この表において「管理者」という。）は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者とすること。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一の敷地内にある他の事業所、施設等または当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事することができる。
- (11) 介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者とすること。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。
- (12) 従業者（管理者および介護支援専門員を除く。）は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者とすること。ただし、指定介護老人福祉施設およびユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合または指定介護老人福祉施設およびユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（施設の全部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。）を併設する場合の介護職員および看護職員（別表第2第4項第1号の規定によりユニットごとに置かれる看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

- (13) 生活相談員は、常勤の者とする事。
- (14) 看護職員のうち1人以上は、常勤の者とする事。
- (15) 機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者とする事。
- (16) 管理者は、当該指定介護老人福祉施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う事。
- (17) 管理者は、指定介護福祉施設サービスを適切に提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定める事。
- (18) 開設者は、その従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保する事。

#### 4 入退所等

- (1) 開設者は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に当たっては、あらかじめ、入所の申込みをした者（以下「入所申込者」という。）またはその家族に対し、第10項第1号に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者の指定介護福祉施設サービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書の交付（当該交付に代えて行う規則で定める方法を含む。）およびその説明を行い、当該入所申込者の同意を得る事。
- (2) 開設者は、正当な理由がなく、指定介護福祉施設サービスの提供を拒まない事。
- (3) 開設者は、入所定員および居室の定員を超えて入所させない事。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- (4) 開設者は、入所申込者が入院による医療を必要とする場合その他入所申込者に対して自ら適切な便宜を提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院もしくは診療所または介護老人保健施設の紹介その他の適切な措置を速やかに講ずる事。
- (5) 開設者は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められたときは、入所申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格ならびに要介護認定の有無および有効期間を確認する事。
- (6) 開設者は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスを提供するよう努める事。
- (7) 開設者は、要介護認定の申請について、次に掲げるところにより、必要な援助を行う事。
  - ア 要介護認定を受けていない入所申込者について、要介護認定の申請が行われているかどうかを確認し、当該申請が行われていない場合には、当該入所申込者の意思を踏まえて速やかに行う事。
  - イ 要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間が満了する日の30日前には行われるようにする事。
- (8) 開設者は、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることが困難な者に対し、次に掲げるところにより、指定介護福祉施設サービスを提供する事。



ア 入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超過している場合には、介護の必要の程度および家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めること。

イ 入所申込者の入所に当たっては、居宅介護支援の事業を行う者（以下「居宅介護支援事業者」という。）に対する照会等により、当該入所申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めること。

ウ 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らして、当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者と定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対しては、当該入所者およびその家族の希望、当該入所者が当該指定介護老人福祉施設を退所した後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入所者が円滑に退所することができるよう必要な援助を行うこと。

エ 入所者の退所に当たっては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

オ 入所者の入所に当たっては入所の年月日ならびに介護保険施設の種類および名称を、入所者の退所に当たっては退所の年月日を、当該入所者の被保険者証に記載すること。

カ 開設者は、指定介護福祉施設サービスを提供したときは、当該指定介護福祉施設サービスの内容その他必要な事項を記録すること。

## 5 利用料等の受領

(1) 開設者は、指定介護福祉施設サービスを提供したときは、次に掲げるところにより、当該指定介護福祉施設サービスに要した費用の額の支払を受けること。

ア 法定代理受領サービス（法第48条第4項の規定により施設介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われる場合における当該施設介護サービス費に係る指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。）に該当する指定介護福祉施設サービスを提供したときは、入所者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、施設サービス費用基準額（当該指定介護福祉施設サービスについて同条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護福祉施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護福祉施設サービスに要した費用の額）をいう。以下同じ。）から当該指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けること。

イ 法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供したときは、入所者から支払を受ける利用料の額と施設サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにすること。

ウ アおよびイの支払を受ける額のほか、次の(ア)から(オ)までに掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(ア) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、食費の負担限度額）を限度とする。）

(イ) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、居住費の負担限度額）を限度とする。）

(ウ) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事または居室の提供に要する費用

(エ) 理美容代

(オ) (ア) から (エ) までに掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの

エ ウ(ア) から(ウ) までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによること。

オ ウ(ア) から(オ) までに掲げる費用の額に係る便宜の提供に当たっては、あらかじめ、入所者またはその家族に対し、当該便宜の内容および費用を記載した文書を交付するとともに、その内容を説明し、当該入所者の同意を得ること。この場合において、ウ(ア) から(ウ) までに掲げる費用に係る同意については、文書によらなければならない。

(2) 開設者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の額の支払を受けたときは、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書を入所者に対して交付すること。

## 6 施設サービス計画等

(1) 管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させること。

(2) 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、次に掲げるところにより、施設サービス計画の作成等を行うこと。

ア 入所者の日常生活を支援する観点から、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画に位置付けるよう努めること。

イ 適切な方法により、入所者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、入所者が自立した日常生活を営むことができるようにするために解決すべき課題を把握すること。

ウ 解決すべき課題の把握（以下「課題把握」という。）に当たっては、入所者およびその

家族に面接すること。この場合においては、面接の趣旨を入所者およびその家族に対して十分に説明し、当該入所者およびその家族の理解を得なければならない。

- エ 入所者の希望および入所者についての課題把握の結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、指定介護福祉施設サービスの目標およびその達成時期ならびにその内容等を記載した施設サービス計画の原案を作成すること。
  - オ サービス担当者会議（入所者への指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この号において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催等により、当該施設サービス計画の原案について、担当者に対し専門的な見地からの意見を求めること。
  - カ 施設サービス計画の原案について、入所者またはその家族に対して説明し、文書により当該入所者の同意を得ること。
  - キ 施設サービス計画を作成したときは、当該施設サービス計画を入所者に交付すること。
  - ク 施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の評価（入所者に対する継続的な課題把握を含む。以下「実施状況評価」という。）を行うこと。この場合において、必要があると認められるときは、当該施設サービス計画の変更を行うものとする。
  - ケ 実施状況評価に当たっては、入所者およびその家族ならびに担当者との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情がある場合を除き、次に掲げるところにより定期的に行うこと。
    - (ア) 入所者に面接すること。
    - (イ) 実施状況評価の結果を記録すること。
  - コ 次に掲げる場合には、施設サービス計画の変更の必要性について、サービス担当者会議の開催等により、担当者に対し専門的な見地からの意見を求めること。
    - (ア) 入所者が要介護更新認定を受けた場合
    - (イ) 入所者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
  - サ アからキまでの規定は、ク後段の変更について準用する。
- (3) 計画担当介護支援専門員は、前号に規定する業務のほか、第4項第8号イからエまで、次号カ、第17項第3号および第18項第2号に規定する業務を行うこと。
- (4) 管理者は、次に掲げるところにより、施設サービス計画に基づき、指定介護福祉施設サービスを提供すること。
- ア 入所者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、当該入所者の心身の状況等に応じて、当該入所者の処遇を適切に行うこと。
  - イ 当該指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供すること。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
  - ウ 漫然かつ画一的なものとならないよう配慮すること。
  - エ 従業者は、懇切丁寧を旨とし、入所者またはその家族に対し、処遇上必要な事項について適切に説明すること。

オ 入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこと。

カ 身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の入所者の心身の状況ならびに緊急かつやむを得ない理由を記録すること。

キ 指定介護老人福祉施設の運営について、自ら評価を行うとともに、常にその改善を図ること。

## 7 介護等

(1) 介護は、入所者の自立の支援および日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じ適切に行うこと。

(2) 管理者は、入所者が身体の清潔を維持することができるよう、適切な方法により、1週間に2回以上、入所者を入浴させ、または清しきをすること。

(3) 管理者は、入所者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行うこと。

(4) 管理者は、入所者のおむつを適切に取り替えること。

(5) 管理者は、褥瘡<sup>じよくそう</sup>が発生しないようにするとともに、その発生を予防するための体制を整備すること。

(6) 管理者は、常時1人以上の介護職員（常勤の者に限る。）を介護に従事させること。

(7) 管理者は、入所者の負担により、当該指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせないこと。

(8) 管理者は、入所者の心身の状況等に応じ、日常生活を営むために必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行うこと。

(9) 医師または看護職員は、常に入所者の健康の状況に必要な注意を払い、必要に応じ、入所者の健康保持のために適切な措置を講ずること。

## 8 食事

(1) 食事は、栄養ならびに入所者の心身の状況および嗜好を考慮し、適切な時間に提供すること。

(2) 管理者は、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援すること。

## 9 相談、援助および便宜の提供等

(1) 管理者は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者またはその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。

(2) 管理者は、教養または娯楽に関する設備等を備えるほか、必要に応じ、レクリエーションを行うこと。

(3) 管理者は、入所者の日常生活における行政機関等に対する必要な手続について、入所者ま

たはその家族において行うことが困難である場合には、当該入所者の同意を得て、当該入所者に代わって行うこと。

(4) 管理者は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めること。

(5) 管理者は、入所者の外出の機会を確保するよう努めること。

(6) 開設者は、入所者について、病院または診療所に入院する必要が生じた場合で、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、当該入所者およびその家族の希望等を勘案し、必要に応じ、適切な便宜を提供するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、病院または診療所を退院した後再び当該指定介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにすること。

#### 10 運営規程の整備等

(1) 開設者は、指定介護老人福祉施設の運営に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めること。

(2) 運営規程には、次に掲げる事項を記載すること。

ア 指定介護老人福祉施設の目的および運営の方針

イ 従業者の職種、員数および職務の内容

ウ 入所定員

エ 入所者に提供する指定介護福祉施設サービスの内容および利用料その他の費用の額

オ 指定介護老人福祉施設の利用に当たっての留意事項

カ 非常災害対策

キ その他指定介護老人福祉施設の運営に関する重要事項

(3) 開設者は、指定介護福祉施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計とを区分すること。

(4) 開設者は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料その他の指定介護福祉施設サービスの選択に資すると認められる事項を掲示すること。

(5) 開設者は、当該指定介護老人福祉施設について広告をするときは、その内容を虚偽または誇大なものとししないこと。

#### 11 人権への配慮等

(1) 開設者は、入所者の意思および人格を尊重し、常に入所者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するよう努めること。

(2) 開設者は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の機会を確保すること。

#### 12 衛生管理等

(1) 開設者は、入所者の使用する設備、食器等または飲用に供する水について、衛生的な管理

に努め、または衛生上必要な措置を講ずること。

(2) 開設者は、当該指定介護老人福祉施設において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。

ア 当該指定介護老人福祉施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果を従業者に周知すること。

イ 当該指定介護老人福祉施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する指針を整備すること。

ウ 従業者に対する研修を定期的に行うこと。

エ アからウまでに掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症および食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(3) 開設者は、当該指定介護老人福祉施設に必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、その管理を適正に行うこと。

### 13 非常災害対策

(1) 開設者は、消火用具、非常口その他非常災害の発生の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を作成すること。

(2) 管理者は、非常災害の発生の際の関係機関への通報および連絡の体制を整備すること。

(3) 管理者は、第1号の計画ならびに前号の通報および連絡の体制を定期的に従業者に周知すること。

(4) 管理者は、定期的に避難および消火に関する訓練を行うこと。

(5) 開設者は、非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めること。

### 14 記録の整備

(1) 開設者は、設備、従業者および会計に関する記録を整備すること。

(2) 開設者は、次に掲げる記録を整備し、入所者が指定介護老人福祉施設を退所した日から2年間保存すること。

ア 施設サービス計画

イ 第4項第8号力の規定による提供したサービスの内容等の具体的な記録

ウ 第6項第4号力の規定による身体的拘束等の記録

エ 第17項第3号の規定による事故の状況および当該事故に際して講じた措置の記録

オ 第18項第2号の規定による苦情の内容等の記録

カ 第19項第2号の規定による市町村（特別区を含む。以下同じ。）への通知の記録

### 15 秘密保持等

(1) 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らさないこと。

(2) 開設者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。

(3) 開設者は、居宅介護支援事業者等に対し、入所者に関する情報を提供するときは、あらかじめ、文書により当該入所者の同意を得ること。

#### 16 利益供与等の禁止

(1) 開設者は、居宅介護支援事業者またはその従業者に対し、要介護被保険者に当該指定介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないこと。

(2) 開設者は、居宅介護支援事業者またはその従業者から、当該指定介護老人福祉施設を退所した者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しないこと。

#### 17 事故発生時の対応

(1) 開設者は、事故の発生または再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

ア 事故が発生した場合の対応、イに規定する報告の方法等が記載された指針を整備すること。

イ 事故が発生した場合またはそれに至るおそれがある事態が生じた場合に、これらの事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知する体制を整備すること。

ウ 事故の発生の防止に関する委員会を定期的を開催すること。

エ 従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(2) 開設者は、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、当該入所者の家族および市町村に連絡するとともに、必要な措置を講ずること。

(3) 開設者は、前号の事故の状況および当該事故に際して講じた措置を記録すること。

(4) 開設者は、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生し、賠償すべき損害が生じたときは、速やかにその損害を賠償すること。

#### 18 苦情への対応

(1) 開設者は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずること。

(2) 開設者は、前号の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録すること。

(3) 開設者は、市町村が行う入所者からの苦情に関する調査に協力すること。

(4) 開設者は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関し、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うこと。

(5) 開設者は、市町村から求めがあったときは、前号の改善の内容を市町村に報告すること。

(6) 開設者は、国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が法第176条第1項第3号の規定により行う調査に協力すること。

(7) 開設者は、国民健康保険団体連合会から法第176条第1項第3号の規定による指導または

助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うこと。

- (8) 開設者は、国民健康保険団体連合会から求めがあったときは、前号の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告すること。

19 連携等

- (1) 開設者は、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業を行う者、他の介護保険施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
- (2) 開設者は、入所者が次のアまたはイのいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知すること。
- ア 正当な理由がなく指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- イ 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。
- (3) 開設者は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して市町村が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めること。
- (4) 開設者は、入院による医療を必要とする入所者のために、あらかじめ、介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）第131条の8第1項第15号に規定する協力病院を定めること。
- (5) 開設者は、あらかじめ、介護保険法施行規則第131条の8第1項第15号に規定する協力歯科医院を定めるよう努めること。

別表第2（第4条関係）

ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準

- 1 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者（以下この表において「開設者」という。）は、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行うとともに、施設サービス計画に基づき、入居者の居宅における生活への復帰に向けて、入居前の生活と入居後の生活が連続したものとなるように配慮しつつ、それぞれのユニットにおいて入居者が相互に社会的な関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援すること。
- 2 ユニットの入居定員は、おおむね10人以下とすること。
- 3 設備
- (1) 開設者は、ユニットごとに居室、共同生活室、洗面設備および便所を設けるほか、浴室および医務室を設けること。
- (2) 設備の基準は、次に掲げるとおりとすること。
- ア 居室
- (ア) 当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。
- (イ) ユニットに属さない居室をユニットの居室として改修したものについては、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合には、入居者相互の視線の遮断を確保す



ること。

イ 共同生活室

(ア) 当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営む場所としてふさわしい形状とすること。

(イ) 床面積の標準は、2平方メートルに当該ユニットの入居定員を乗じて得た面積以上とすること。

(ウ) 必要な設備および備品を設けること。

(3) 前2号に定めるもののほか、ユニット型指定介護老人福祉施設の設備については、別表第1第2項第2号(イおよびキを除く。)および第3号の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「入所者」とあるのは「入居者」と、同項第2号ア(イ)中「すること」とあるのは「すること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること」と、同号エ(ア)中「のある階ごとに」とあるのは「ごとに設け、または共同生活室ごとに適当な数を」と、同号ク中「すること」とあるのは「すること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障がないと認められる場合は、1.5メートル(中廊下にあつては、1.8メートル)以上とすることができる」と、同項第3号ただし書中「の処遇」とあるのは「への指定介護福祉施設サービスの提供」と読み替えるものとする。

4 従業者

(1) 開設者は、ユニットごとに、介護職員または看護職員およびユニットリーダーを置くこと。

(2) 介護職員または看護職員の数は、昼間にあつては1のユニットにつき常時1人以上とし、夜間および深夜にあつては2のユニットにつき1人以上とすること。

(3) ユニットリーダーは、常勤の者とすること。

(4) 前3号に定めるもののほか、ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者については、別表第1第3項の規定を準用する。この場合において、同項中「入所者」とあるのは「入居者」と、「の処遇」とあるのは「への指定介護福祉施設サービス」と、同項第1号ただし書中「入所定員」とあるのは「入居定員」と読み替えるものとする。

5 施設サービス計画等

(1) ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者(以下この表において「管理者」という。)は、次に掲げるところにより、施設サービス計画に基づき、指定介護福祉施設サービスを提供すること。

ア 入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式および生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるよう、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うこと。

イ それぞれのユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮すること。

ウ 入居者の私生活の平穩の確保に配慮すること。

エ 入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、当該入居者の心身の状況等に応じて適切に行うこと。

- (2) 前号に定めるもののほか、ユニット型指定介護老人福祉施設の施設サービス計画等については、別表第1第6項(第4号アおよびウを除く。)の規定を準用する。この場合において、同項中「入所者」とあるのは「入居者」と、同項第3号中「第4項第8号イ」とあるのは「別表第2第9項において準用する第4項第8号イ」と、「第17項第3号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第17項第3号」と、「第18項第2号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第18項第2号」と、同項第4号イただし書中「の処遇」とあるのは「への指定介護福祉施設サービスの提供」と、同号エ中「従業者は、懇切丁寧を旨とし」とあるのは「従業者は」と、「処遇上必要な事項」とあるのは「指定介護福祉施設サービスの提供方法等」と読み替えるものとする。

## 6 介護等

- (1) 介護は、それぞれのユニットにおいて入居者が相互に社会的な関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう、入居者の心身の状況等に応じて適切に行うこと。
- (2) 管理者は、入居者が日常生活における家事を、その心身の状況等に応じ、それぞれの役割を持って行うことができるよう、適切な支援を行うこと。
- (3) 管理者は、入居者が身体の清潔を維持し、快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供すること。ただし、やむを得ない場合は、入浴の機会の提供に代えて清しきをすることができる。
- (4) 前3号に定めるもののほか、ユニット型指定介護老人福祉施設の介護等については、別表第1第7項第3号から第9号までの規定を準用する。この場合において、同項中「入所者」とあるのは「入居者」と、同項第3号中「援助」とあるのは「支援」と、同項第4号中「管理者は」とあるのは「管理者は、排せつの自立を図りつつ」と読み替えるものとする。

## 7 食事

- (1) 食事は、栄養ならびに入居者の心身の状況およびし好を考慮して提供すること。
- (2) 管理者は、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により、食事の自立に必要な支援を行うこと。
- (3) 管理者は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じ、可能な限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保すること。
- (4) 管理者は、入居者が相互に社会的な関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、共同生活室で食事を摂ることを支援すること。

## 8 相談、援助および便宜の提供等

- (1) 管理者は、入居者のし好に応じた趣味、教養または娯楽に係る活動の機会を提供するとと

もに、入居者が自立的に行うこれらの活動を支援すること。

(2) 前号に定めるもののほか、ユニット型指定介護老人福祉施設の相談、援助および便宜の提供等については、別表第1第9項(第2号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同項中「入所者」とあるのは「入居者」と、同項第6号中「入所する」とあるのは「入居する」と読み替えるものとする。

9 別表第1第4項、第5項および第10項から第19項までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、これらの規定(同表第5項第1号ウ(ア)および(イ)を除く。)中「入所申込者」とあるのは「入居申込者」と、「入所者」とあるのは「入居者」と、同表第4項第1号中「入所の」とあるのは「入居の」と、「第10項第1号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第10項第1号」と、同項第3号中「入所定員」とあるのは「ユニットごとの入居定員」と、「入所させない」とあるのは「入居させない」と、同項第8号ア中「入所定員」とあるのは「入居定員」と、「入所させる」とあるのは「入居させる」と、同号イ中「入所に」とあるのは「入居に」と、同号ウ中「退所した」とあるのは「退居した」と、「退所する」とあるのは「退居する」と、同号エ中「の退所」とあるのは「の退居」と、同号オ中「入所に」とあるのは「入居に」と、「入所の」とあるのは「入居の」と、「退所」とあるのは「退居」と、同表第5項第1号ウ(ア)および(イ)中「入所者に」とあるのは「入居者に」と、同表第10項第2号ウ中「入所定員」とあるのは「入居定員ならびにユニットの数およびユニットごとの入居定員」と、同表第14項第2号中「退所した」とあるのは「退居した」と、同号イ中「第4項第8号カ」とあるのは「別表第2第9項において準用する第4項第8号カ」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第2第9項において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「第17項第3号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第17項第3号」と、同号オ中「第18項第2号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第18項第2号」と、同号カ中「第19項第2号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第19項第2号」と、同表第16項第2号中「退所した」とあるのは「退居した」と読み替えるものとする。